

### 小樽市共生型訪問介護相当サービス(A3:独自/定率)サービスコード表(指定居宅介護事業所が行う場合×100%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用。

指定居宅介護事業者で介護福祉士等により行われる場合 ×100%

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	支給限度額 対象区分	
種類	項目							
A3	1001	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要 支援2(週1回程度)	1176単位	1,176	1月につき	○
A3	1002	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1058単位	1,058	1月につき	
A3	1003	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要 支援2(週1回程度)	39単位	39	1日につき	○
A3	1004	訪問型サービスⅠ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35単位	35	1日につき	
A3	1005	訪問型サービスⅡ	ニ 訪問型 サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要 支援2(週2回程度)	2349単位	2,349	1月につき	○
A3	1006	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2114単位	2,114	1月につき	
A3	1007	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要 支援2(週2回程度)	77単位	77	1日につき	○
A3	1008	訪問型サービスⅡ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69単位	69	1日につき	
A3	1009	訪問型サービスⅢ	ト 訪問型 サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週 2回を超える程度)	3727単位	3,727	1月につき	○
A3	1010	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3354単位	3,354	1月につき	
A3	1011	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週 2回を超える程度)	123単位	123	1日につき	○
A3	1012	訪問型サービスⅢ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	111単位	111	1日につき	
A3	1013	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき	
A3	1014	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A3	1015	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A3	1016	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A3	1017	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A3	1018	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A3	1019	訪問型サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき	○
A3	1020	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	○
A3	1021	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	○
A3	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	(5) 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A3	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A3	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A3	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A3	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A3	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(6) 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A3	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		

小樽市共生型訪問介護相当サービス(A3:独自/定率)サービスコード表(指定居宅介護事業所が行う場合×70%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用。

指定居宅介護事業者で障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者等により行われる場合 ×70%

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	支給限度額 対象区分
種類	項目		算定項目		算定項目	算定項目			
A3	1601	訪問型サービスⅠ	ロ 訪問型 サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要 支援2(週1回程度)	1176単位×70%	823単位	823	1月につき	○
A3	1602	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	823単位×90%	741単位	741		
A3	1603	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要 支援2(週1回程度)	39単位×70%	27単位	27	1日につき	○
A3	1604	訪問型サービスⅠ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	27単位×90%	24単位	24		
A3	1605	訪問型サービスⅡ	ホ 訪問型 サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要 支援2(週2回程度)	2349単位×70%	1644単位	1,644	1月につき	○
A3	1606	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1644単位×90%	1480単位	1,480		
A3	1607	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要 支援2(週2回程度)	77単位×70%	54単位	54	1日につき	○
A3	1608	訪問型サービスⅡ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	54単位×90%	49単位	49		
A3	1609	訪問型サービスⅢ	チ 訪問型 サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週 2回を超える程度)	3727単位×70%	2609単位	2,609	1月につき	○
A3	1610	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2609単位×90%	2348単位	2,348		
A3	1611	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週 2回を超える程度)	123単位×70%	86単位	86	1日につき	○
A3	1612	訪問型サービスⅢ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	86単位×90%	77単位	77		
A3	1613	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算			1月につき	
A3	1614	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算			1日につき	
A3	1615	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算			1月につき	
A3	1616	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算			1日につき	
A3	1617	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算			1月につき	
A3	1618	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算			1日につき	
A3	1619	訪問型サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200		1月につき	○
A3	1620	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		○
A3	1621	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		○
A3	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	(5) 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算			
A3	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算			
A3	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A3	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A3	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A3	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(6) 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算			
A3	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算			

小樽市共生型訪問介護相当サービス(A3:独自/定率)サービスコード表(重度訪問介護事業者等が行う場合×93%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用。

指定居宅介護事業者で重度訪問介護従事者養成研修課程修了者、重度訪問介護事業者により行われる場合、×93%

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	支給限度額 対象区分		
種類	項目								
A3	2201	訪問型サービスⅠ	ハ 訪問型 サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要 支援2(週1回程度)	1176単位×93%	1094単位	1,094	1月につき	○
A3	2202	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1094単位×90%	985単位	985		
A3	2203	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要 支援2(週1回程度)	39単位×93%	36単位	36	1日につき	○
A3	2204	訪問型サービスⅠ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	36単位×90%	32単位	32		
A3	2205	訪問型サービスⅡ	ヘ 訪問型 サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要 支援2(週2回程度)	2349単位×93%	2185単位	2,185	1月につき	○
A3	2206	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2185単位×90%	1967単位	1,967		
A3	2207	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要 支援2(週2回程度)	77単位×93%	72単位	72	1日につき	○
A3	2208	訪問型サービスⅡ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	72単位×90%	65単位	65		
A3	2209	訪問型サービスⅢ	リ 訪問型 サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週 2回を超える程度)	3727単位×93%	3466単位	3,466	1月につき	○
A3	2210	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3466単位×90%	3119単位	3,119		
A3	2211	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週 2回を超える程度)	123単位×93%	114単位	114	1日につき	○
A3	2212	訪問型サービスⅢ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	114単位×90%	103単位	103		
A3	2213	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算			1月につき	
A3	2214	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算			1日につき	
A3	2215	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算			1月につき	
A3	2216	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算			1日につき	
A3	2217	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算			1月につき	
A3	2218	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算			1日につき	
A3	2219	訪問型サービス初回加算	初回加算		200単位加算		200	1月につき	○
A3	2220	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算		100		○
A3	2221	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算		200		○
A3	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	(5) 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算				
A3	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算				
A3	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算				
A3	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算				
A3	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算				
A3	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(6) 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算				
A3	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算				